

3 月 3 日 (第 1 号)

平成29年第2回豊能町議会定例会会議録目次

平成29年3月3日（第1号）

出席議員	1
議事日程	2
開会の宣告	4
町長あいさつ	4
開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	5
町長の町政運営方針について	5

（議案提案説明）

第3号議案	豊能町個人情報保護条例及び豊能町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例改正の件	1 1
第4号議案	豊能町職員の育児休業等に関する条例改正の件	1 1
第5号議案	豊能町税条例等改正の件	1 2
第6号議案	豊能町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例改正の件	1 3
第7号議案	豊能町国民健康保険税条例改正の件	1 3
第8号議案	大阪府豊能地区教職員人事協議会規約の変更に関する協議について	1 4
第9号議案	池田市と豊能町との一般旅券の申請受理等に関する事務の委託に関する協議について	1 4
第10号議案	平成28年度豊能町一般会計補正予算の件	1 5
第11号議案	平成28年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件	1 6

第 1 2 号議案	平成 2 8 年度豊能町下水道事業特別会計補正 予算の件……………	1 7
第 1 3 号議案	平成 2 9 年度豊能町一般会計予算の件……………	1 7
第 1 4 号議案	平成 2 9 年度豊能町国民健康保険特別会計事 業勘定予算の件……………	1 9
第 1 5 号議案	平成 2 9 年度豊能町国民健康保険特別会計診 療所施設勘定予算の件……………	2 1
第 1 6 号議案	平成 2 9 年度豊能町後期高齢者医療特別会計 予算の件……………	2 2
第 1 7 号議案	平成 2 9 年度豊能町介護保険特別会計事業勘 定予算の件……………	2 2
第 1 8 号議案	平成 2 9 年度豊能町下水道事業特別会計予算 の件……………	2 4
第 1 9 号議案	平成 2 9 年度豊能町水道事業会計予算の件……………	2 6
(議案提案説明・質疑・討論・採決)		
第 2 0 号議案	豊能町公平委員会委員の選任につき同意を求 めることについて……………	2 8
第 2 1 号議案	豊能町公平委員会委員の選任につき同意を求 めることについて……………	2 8
第 2 2 号議案	豊能町公平委員会委員の選任につき同意を求 めることについて……………	2 9
第 1 号議会議案	豊能町議会の議員の定数を定める条例改正 の件……………	2 9
散 会 の 宣 告	……………	3 3

平成29年第2回豊能町議会定例会会議録（第1号）

年 月 日 平成29年3月3日（金）

場 所 豊能町役場議場

出席議員 13名

1番	寺脇 直子	2番	管野英美子
3番	永谷 幸弘	4番	橋本 謙司
5番	井川 佳子	6番	高橋 充徳
7番	小寺 正人	8番	永並 啓
9番	竹谷 勝	10番	福岡 邦彬
11番	高尾 靖子	12番	西岡 義克
13番	川上 勲		

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長	池田 勇夫	副 町 長	乾 晃夫
教 育 長	新谷 芳宏	総 務 部 長	内田 敬
生活福祉部長	木田 正裕	建設環境部長	南 正好
上下水道部長	高 秀雄	教 育 次 長	板倉 忠
会 計 管 理 者	今中 泰行		

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	東浦 進	書 記	吉澤 亘
書 記	増田 稔		

議事日程

平成29年3月3日（金）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町政運営方針について
- 日程第 4 第 3号議案 豊能町個人情報保護条例及び豊能町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例改正の件
- 日程第 5 第 4号議案 豊能町職員の育児休業等に関する条例改正の件
- 日程第 6 第 5号議案 豊能町税条例等改正の件
- 日程第 7 第 6号議案 豊能町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例改正の件
- 日程第 8 第 7号議案 豊能町国民健康保険税条例改正の件
- 日程第 9 第 8号議案 大阪府豊能地区教職員人事協議会規約の変更に関する協議について
- 日程第10 第 9号議案 池田市と豊能町との一般旅券の申請受理等に関する事務の委託に関する協議について
- 日程第11 第10号議案 平成28年度豊能町一般会計補正予算の件
- 日程第12 第11号議案 平成28年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 日程第13 第12号議案 平成28年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件
- 日程第14 第13号議案 平成29年度豊能町一般会計予算の件
- 日程第15 第14号議案 平成29年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件
- 日程第16 第15号議案 平成29年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件
- 日程第17 第16号議案 平成29年度豊能町後期高齢者医療特別会計

		予算の件
日程第18	第17号議案	平成29年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件
日程第19	第18号議案	平成29年度豊能町下水道事業特別会計予算の件
日程第20	第19号議案	平成29年度豊能町水道事業会計予算の件
日程第21	第20号議案	豊能町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第22	第21号議案	豊能町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第23	第22号議案	豊能町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第24	第1号議会議案	豊能町議会の議員の定数を定める条例改正の件

開会 午前9時30分

○議長（福岡邦彬君）

皆様、おはようございます。

これから3月24日まで長い時間を審査・審議していただきますが、ぜひとも元気でこの3月議会を乗り切りたいと思いますので、御協力よろしく願いいたします。

それでは始めさせていただきます。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、平成29年第2回豊能町議会定例会を開会いたします。

定例会に当たりまして、町長より発言を求められておりますので、これを許します。

池田勇夫町長。

○町長（池田勇夫君）

皆さん、おはようございます。

平成29年第2回豊能町議会定例会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

春が近づいておりますけれども、まだ寒さ厳しいございます。おとついでしたか、奈良の水取りということで2週間行事がされるようございます。私も子どものころから、奈良の水取り2週間は寒いんだぞっておばあちゃんから言われてきたのを今思い出しております。寒さが厳しいございますのでどうかお体には十分御自愛をいただきたいと、このように思います。

先週、土日に豊能町民ミュージカルということで、私たちの町の子どもさんそして大人の皆さん演じていただきました。きょう産経新聞に、遅いなあ思いながら載りました。まず私が感動しましたのは、右近生誕の地、お生まれになられてから永眠されるまでの間を演じていただきました。私、非常に感動しました。この中でこの町民ミュージカル、皆さんの意向はこの町を元気にするというをお題にして頑張ってい

ただいたと、このように思っております。私も町政40周年ということで、この第1回の町民ミュージカル、一つの試金石といえますか、過程としてこの町を元気にしていく、この力をいただいたなというふうに思っております。どうか皆さん方におかれましても、これから先、町民40周年記念事業いろいろとさせていただきたいと思えますけれども、御尽力のほどをよろしくお願いを申し上げます。

今回、提案をさせていただいております議案につきましては、29年度当初予算よりたくさんの議案を提案をさせていただいております。どうか皆さん慎重に御審議をいただき御決定をいただきますようによろしく願いを申し上げます。簡単でございますけれども開会に当たりましての御挨拶にかえさせていただきます。どうかひとつよろしく願い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

お諮りいたします。

広報特別委員会並びに町広報担当課より、今会期中における写真撮影の申し出があります。申し出どおり、写真撮影を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

異議なしと認めます。

よって今会期中、写真撮影を許可いたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番・高橋充徳議員及び7番・小寺正人議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月27日までの25日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福岡邦彬君)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月27日までの25日間と決定いたしました。

日程第3「町政運営方針について」を議題といたします。

平成29年度町政運営方針について、説明を求めます。

池田勇夫町長。

○町長(池田勇夫君)

それでは、平成29年度町政運営方針について御説明をさせていただくのが本意でございますけれども、まことに申しわけございません。体調不良のため乾副町長に説明をお願いしたいということでございます。御理解をいただきますようによろしくお願いを申し上げます。

(写真撮影)

○議長(福岡邦彬君)

副町長に代読をお願いいたします。

乾副町長。

○副町長(乾 晃夫君)

皆さん、おはようございます。

平成29年度町政運営方針を代読させていただきますので、よろしくお願いたします。

はじめに第2回豊能町議会定例会の開会にあたり、平成29年度の町政運営における基本的な考え方と主な施策について、所信の一端を申し上げます。

人口減少が全国的な傾向にありますが、本町においては、全国や大阪府を上回る速

さで人口減少が進み、併せて少子化・高齢化が続いております。

この間の行政改革の取り組みにより、基金は若干の増加傾向にありますが、これは地方交付税等依存財源によるところも大であり、国の地方財政政策により大きく左右される不安定なものです。

町税収入は、今後においても減少傾向が続くことが予想され、一方地方交付税など国からの収入も大幅な増収は期待できず、引き続き本町の歳入は厳しい状況が続くと見込まれています。

こうしたことから、現行の「財政健全化推進プラン」に代わり、「組織・事務事業の改革」「行政経営の改革」「施設経営の改革」「財政運営の改革」の4つの柱を中心とした改革を実施することで持続可能なまちづくりを進めるため、新たな行財政改革として「とよの・再始動計画」を策定いたしました。

この計画を念頭に置いて、地域住民や事業者などの地域の多様な主体と連携・協働し、近隣自治体との広域連携による施策や事業の展開を行いながら、職員一丸となって住民の期待と信頼に応えてまいります。

平成29年度予算案は経費の削減に向けて取り組む一方で、平成28年3月に策定した「豊能町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標となる「今後目指すべき方向性」に合致する次の5事業について重点的に予算措置を図りました。

【1】教育・子育て環境の充実を図る事業

【2】農業の振興・活性化を図る事業

【3】地域の活性化を図る事業

【4】女性が活躍できる体制づくりに取り組む事業

【5】高齢者・障害者などが住みやすい環境を整える事業

具体的には、「教育力・日本一」を目指す教育への取り組みや「観光施設等の整備に関する基本構想」の策定、地域の活性化を図る事業としては町制40周年記念事業やシティプロモーションプランへの取り組み、また女性のさらなる活躍推進のための組織づくり、高齢化問題への官学連携事業などに、重点的に取り組んでまいります。

本町の平成29年度当初予算の総額は、
一般会計64億6,600万円
特別会計65億7,835万1千円
水道事業会計10億3,395万2千円
合計140億7,830万3千円
であります。

以下、第4次豊能町総合計画に掲げております6つの基本目標と方向性の項目に区分して、平成29年度の町政運営の方針と事業の内容につきまして、順次ご説明申し上げます。

目標1「住民と行政との信頼・協働によるまちづくり」について

昭和52年4月に「豊能町」が誕生して、今年で40周年を迎えます。先人が築き、努力を重ね、幾多の困難に直面し乗り越え、積み上げてきた歴史が今日の「豊能町」の姿や私たちの暮らしを創り上げてきました。こうした先人の方々の不断の努力に感謝したいと思います。

そして、私たちはこれからの「豊能町」を「生まれてきてよかったまち、育ってよかったまち、そして住んで良かったまち」そんなまちづくりを進めていく決意であります。

平成29年度は、この町制40周年という節目の年を広く町内外にアピールし、記念式典をはじめとして、テレビ・ラジオ番組の公開収録の実施やとよのまつりの拡充、図書館の「思い出アーカイブ」など関連する記念事業を開催し、さらなる町のPRと

愛着の醸成に努めてまいります。

また、豊能町イメージキャラクター「とよのん」の知名度向上を図るため、各種イベントへの参加やグッズの販路の拡大に努めます。これにより町の様々な魅力や特性、特産品や観光資源等を積極的に発信するとともに、「豊能町」の認知度向上に取り組めます。

住民との協働による地域ブランドの推進については、シティプロモーションプランに基づく取り組みを通じて、ブランドメッセージに対する地域の参画意欲を高め、シビックプライド（住んでいるまちに対する誇りや愛着）を醸成するとともにメッセージを発信することで、「なりたいまち」の姿に共感し、参画する町内外の多様な主体を増やしていく取り組みを進めます。

ふるさと寄付については、ふるさと納税サイトの活用などにより、さらに広く町の特産品をPRしながらリピーターを増やすとともに、寄付の使途の拡充や特産品の充実により、ふるさと寄付の促進と豊能町の魅力の発信を行います。

旅券（パスポート）発給事務については、窓口対応業務の事務移譲を受け、池田市へ事務委託を行い、住民サービスの向上を図ります。

目標2「地域で育て、地域で育つ、人を大切にすまちづくり」について

教育の分野については、教育の基本として「気力」「体力」の充実を図る取り組みを進め、大きな目標として「教育力・日本一」を目指します。

学校教育では学力向上プランを策定し、教員の指導力・授業力の向上を図るとともに、各学校の学力向上策を支援するための指導員配置等、学校の教育力向上を支援します。自学自習の機会と場所を提供するために、中学生に対して公民館、学校等で

「まなび舎教室」を実施し、主体的に学ぶ子どもを支援します。

小中学校におけるICT（情報通信技術）を活用した授業を推進するため、普通教室においてタブレット等を用いた授業を行える環境整備を図ります。

小学校のトイレについては、洋式を希望する子どもが増えていることから、一部洋式化を進めるなど学校の設備改善に努めます。

また、中学校の普通教室については、夏の暑さ対策としてエアコンを設置し、学習環境の改善に努めます。

小中一貫教育等については、「教育力・日本一」を目指す取り組みの一つとして、本町の実情を踏まえ検討を進めます。

放課後児童クラブについては、放課後子どもたちが適切なあそびや生活を確保するために、放課後子ども教室と連携し地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ等の交流活動を実施し、児童の健全育成を推進します。

家庭訪問型早期子育て支援については、保健福祉センターと子ども支援室が連携し、妊娠期から1歳6か月までを対象に家庭訪問によって育児に必要な情報提供や母子に寄り添う支援を実施し、切れ目のない子育て支援の充実を図ります。

中学校給食については、残渣が多いことなどから、月1回程度のパン給食の導入や小学校6年生への試食を行うなど、改善に向け取り組みます。

図書館事業については、本年より北摂地区7市3町連携の下、公立図書館における図書の広域利用を実施することにより、利用者のサービスの一層の向上を図ります。

人権啓発の推進については、豊能町人権尊重のまちづくり条例の目的である「あらゆる差別をなくし人権意識の高揚を図り、

すべての町民の基本的な人権が尊重される明るく住みよいまちづくり」を目指し、引き続き取り組みを進めます。

また、女性活躍をさらに促進するため、町内の各分野で活躍されている女性で構成する女性懇話会を設置し、まちづくりに関する自由な意見を交わすことにより、福祉や文化、教育、産業など、さまざまな分野において、まちの活性化を図ります。

目標3「豊かな自然景観・田園風景が生きるまちづくり」について

棚田・ふるさと保全、農空間の保全については、地域住民・ボランティア・企業などと連携を図り、年々増加する遊休農地の再生や農地の維持・保全活動を協働して進めます。

ごみ減量と資源化については、平成29年度を始期とする第2次豊能町ごみ処理基本計画における「減量と資源化の目標」を達成するために「生ごみの水切りの徹底」などを優先して取り組むべき重点施策と位置づけ、新たな「ごみ減量元年」として、住民や町内事業者との連携と協働で取り組みます。

次に、ごみ減量・資源化PR事業としては、廃棄物減量等推進員の方と協働し、町内各店舗・駅前・とよのまつり等のイベントでPR活動を引き続き行い、積極的に啓発を行います。特に、第2次計画におけるスローガン「ごみ減量みんながさらなるひとしぼり～大きじ2杯分（30g）の生ごみをしぼろう～」の周知に取り組みます。

さらに、ごみに関する学習の場である井戸端会議においても、住民との意見交換を行いながら、ごみの減量に向けた情報の発信に取り組みます。

また、役場周辺の倉庫等に仮置きしているダイオキシン類汚染物につきましては、現在、豊能郡環境施設組合において最終処

理の方策について検討を行っているところであり、方針がまとまり次第、お示しをいたします。

目標4「元気で暮らせる支え合いのまちづくり」について

高齢者福祉サービスや介護保険サービスの充実を図りながら、効果的かつ効率的な事業運営を行うため、平成30年度から32年度を計画年度とする第7期豊能町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定します。

また、4月1日から、本町が実施する介護予防のための新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」がはじまります。この総合事業では、できるだけ自立した生活を続けられるような事業を展開し、元気高齢者を増やすとともに、高齢者の生活を支えるための地域づくりを目指します。

介護予防・生活支援サービス事業については、要支援者や生活機能の低下がみられた方を対象に、NPOや地域の互助団体など多様な主体による柔軟な取り組みにより、効果的かつ効率的にサービスの提供を行います。

また、一般介護予防事業については、運動習慣の醸成や運動機能の向上、地域の通いの場づくりを目的として実施している「いきいき百歳体操」に新たに組み込んでいただける地区や団体を支援します。

認知症対策については、地域包括支援センターに「認知症地域支援推進員」を配置し、相談業務をはじめ、認知症の早期診断、家族支援、認知症に対する理解とそれを受け入れる社会環境づくりのための施策を展開し、認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指します。

また、認知症高齢者や若年性認知症の方

が行方不明になった場合には、地域の支援を得て早期に発見できるように、さらなるネットワーク強化を図り、当該者の安全確保とその家族への支援を行います。

高齢者等外出支援事業（おでかけくん）については、外出が困難な高齢者や身体障害者に対し、介護予防、健康づくり、生きがいを推進するため、引き続き運行等業務を適切に行うとともに、サービス拡充のために民間事業者の活用を推進します。

国保診療所の運営については、新年度より照葉の里箕面病院に加え、市立池田病院からも医師の派遣協力が得られることとなり、診療日数を増やします。

また、国保診療所が地域包括ケアシステムの一端を担い、在宅医療を推進するため、健康寿命を高めるための新規事業として、要介護者を中心に「歯科訪問診療」に取り組めます。

次に、第4期障害者計画、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を一体的に策定します。これにより、障害福祉施策全般に係る基本方針を定めるとともに、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標設定を行い、共生社会実現のための取り組みを進めていきます。

妊婦健診公費助成については、引き続き、妊婦健康診査の負担軽減を図るため、公費助成を実施し、妊婦の健康管理の充実を図り、安心して子どもを産み育てられる環境の充実を図ります。

老人福祉センター永寿荘については、竣工から37年が経過し、冷暖房設備が老朽化しているため、設備更新を行い、適切な運営・管理を行います。

また、本町の高齢化対策の一つとして、官学連携による健康づくりのためのモデル地区を選定し、地域の健康づくりに資する事業を展開し、効果検証を行い、新たな施

策につなげていきます。

目標5「活力のあるまちづくり」について

農×観光戦略推進計画については、その目標達成のため、引き続きネットワーク会議の運営や観光拠点整備、特産品開発、農産物等のブランド化支援、観光資源を活かした地域活性化事業への支援を実施します。

さらには、昨年開設した直販所「志野の里」の運営主体の農業法人化に向けた支援を行うとともに、将来的には「道の駅」へと発展させるため、農業用ハウスの設置補助や新規就農支援プログラムの実施など農業生産力の強化に向けた取り組みを進めます。また、周辺環境の変化に対応するため、観光拠点となりうる施設等の整備に関する基本構想を策定いたします。

高山コミュニティセンター「右近の郷」については、先般、高山右近の列福式が大阪城ホールにて盛大にとり行われたこともあり、これを機に町の有効な観光資源として、地域の活性化とともに観光・農業交流の拠点としての役割が発揮できるよう、地域住民や新たな指定管理者と連携し、これまでの事業を継承しつつ、より魅力的な事業展開を図り、町内外へアピールしていきます。

能勢電鉄が主体となって実行委員会形式で実施するアート事業「のせでんアトライン2017」については、これに参画することでアートを活かした地域の活性化と町のPRを図ります。

森林整備については、国の補助事業を活用し、大阪府森林組合と連携しながら、森林の有する多面的な機能を維持・増進させ、美しく健全な森林の育成に努めます。

野生鹿・猪・アライグマによる農作物等への被害対策については、引き続き狩猟による単体個数の調整を猟友会の協力のもと

実施いたします。また、新たに可搬式の檻を購入するとともに、狩猟免許取得に対する補助事業を実施し、従事者や後継者の人材育成にも取り組みます。

農業者とそれ以外の方との協働による農空間の維持管理活動、環境保全や多面的機能の増進を図る活動を行う団体に対し、引き続き多面的機能支払交付金を交付し支援します。

地域しごと創生スタート支援事業については、地域の課題解決や活性化を図るため、町内での起業や新分野へ挑戦する企業・個人に対して補助金を引き続き交付支援いたします。

豊能町地区計画策定については、新名神高速道路の開通を視野に入れつつ、市街化調整区域での地域づくりを目指して町内に都市計画法に基づく地区計画を策定するための準備作業を行います。併せて、地域再生法や農山漁村活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律に基づく各種計画の可能性を検討します。

目標6「安全・安心のまちづくり」について

若年層の転出抑制や転入など定住促進を図るため、住民団体との連携による「住まいの相談窓口」チャレンジショップにおける相談事業や空き家バンクの充実など空き家の積極的な利活用並びに多様な住まいの流通促進に向けた事業を展開して、若年層が選びやすい住環境をつくるよう努めます。

交通施策については、定住化の促進と高齢者にやさしいまちづくりや地域の活性化を目指した地域公共交通基本構想に基づき推進をいたします。

能勢電鉄「ときわ台駅」のバリアフリー化（エレベータの設置）については、高齢者や障害者等にとっても利用しやすい公共交通環境の整備を進めるため、実施設計を

行う鉄道事業者への補助を行うことにより、さらなる住民の利便性とサービス向上を図ります。

また、「ときわ台駅」に路線バスを運行させるために町道吉川中央線の道路線形等の検討を行います。

第1総合駐車場及び光風台自転車駐車場については、供用を開始して20余年が経過し、躯体に錆による腐食が多く見受けられるため、構造検討業務を実施し、今後の維持管理に反映させていきます。

また、光風台自転車駐車場は、この構造検討結果を適切に反映し、早期の無人化・無料化に備えます。

ときわ台自転車駐車場については、能勢電鉄の敷地を活用し、新たな自転車駐車場の測量実施設計を行い、早期の無人化・無料化を図ります。

住宅の耐震診断、耐震設計・改修費用の助成については、地震に対する安全性の向上を図るため、一定の条件を満たす住宅に対して費用の一部を補助する事業を行います。

消防団活動については、消防団は地域の防火・防災の要として期待されていることから、団の役割と機能を活かした活動を行うとともに、常備消防機関との連携を強化し、効果的な防災活動に努めます。

また、老朽化している吉川消防分団詰所を移転新築するとともに、寺田消防分団の車両を更新いたします。

地域防災行政無線については、住民に災害発生状況や避難勧告等の重要な情報を迅速かつ的確に伝達することにより、住民自らがいち早く減災のための行動が取れるよう、防災行政無線（同報系）を整備いたします。

避難所については、改訂した地域防災計画に則った誘導案内看板に更新し、災害発

生時や有事の際の迅速な誘導に備えます。

近年、地震や風水害が数多く発生していることを踏まえ、防災出前講座や実際に活動された方の講演会などを開催し、地域の自主防災組織活動を支援し、地域防災力の向上を図ります。

水道事業については、昨年4月に調印した大阪広域水道企業団との統合に向けての検討・協議に関する覚書に基づき、統合による国の交付金制度を活用するとともに、広域運営で得られる事業効果について検証し、統合案をまとめます。また、水の安心、安全な供給を主眼に維持管理に努めます。

下水道については、本町の普及率は99.9%と府内町村で最も高く下水道整備はほぼ完了していることから、平成29年度より下水道事業特別会計に生活排水処理事業特別会計を統合して事務の効率化を図り、老朽化が進んでいる管渠や合併浄化槽の補修を順次実施し、衛生環境の保全に努めます。

残土問題については、平成27年度に土砂等による埋立てに対して規制を行う条例を施行したところであり、土地の改変に係る関係法令と連携して災害の発生を防止し、良好な環境と住民の安全確保を図ります。

電算情報政策の広域化等による合理化については、マイナンバー制度導入を機に、国において電子自治体の取り組みを推進していることから、基幹系業務（住民情報系）電算システムの調達及び運用経費のさらなる削減を図るため、自治体クラウド導入の取り組みを進めてまいります。

新年度の町政運営に臨む私の思いと本議会に提案しております平成29年度予算案の主な施策の概要について申し上げます。

以上の施策を推進するため、庁内に観光部門、女性活躍推進部門を設置し、事業の充実を図ります。また同時に、各部署の事

務分担の平準化とより効率的な職員配置を図ります。

豊能町は、大阪市内から1時間以内のエリアにあり、箕面グリーンロードの開通と今秋予定されている新名神高速道路の部分開通によって、車でのアクセスがさらに便利になります。

都会に近くて豊かな自然や農村風景が広がっていることが、わが町・豊能町の大きな魅力です。この空間を最大限に生かして、人が集まり、人が増えるような施策、小さいけれど“キラリ”と光るまちの未来を見つけ出す施策を推進していきます。

これからの町政運営にあたりまして、議員の皆さまの温かいご支援、力強いご協力と、住民の皆さまの積極的なまちづくりへの参画を心からお願い申し上げます。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

どうも御苦労さんでした。

日程第4「第3号議案 豊能町個人情報保護条例及び豊能町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第3号議案、豊能町個人情報保護条例及び豊能町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の1ページ、2ページ並びに条例の概要説明資料をあわせてごらん願います。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、

以下番号法とありますが、これが改正されたことに伴い、町条例に条ずれや号ずれが生じるため、規定の整備を行うものでございます。

それでは条例の内容について御説明申し上げます。

第1条の豊能町個人情報保護条例の改正、第2条の豊能町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正とも、番号法から引用する条文を改正するものでございます。

附則としまして、この条例の施行日は改正後の番号法の施行日に合わせ、平成29年5月30日とするものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

日程第5「第4号議案 豊能町職員の育児休業等に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第4号議案、豊能町職員の育児休業等に関する条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の3ページから5ページ、条例の概要資料をあわせてごらん願います。

本件は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律による地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大等を行うものでございます。

それでは、条例の改正内容について御説

明を申し上げます。

第2条の2は、育児休業等の対象となる子の範囲に、地方公務員の育児休業等に関する法律、これは以下育児休業法といたしますが、この育児休業法の第2条第1項の条例で定めるものとして、特別養子縁組の監護期間中の子及び特別養子里親に委託されている子等に準ずるものとして、児童福祉法に規定する養育里親である職員に委託されている児童を追加するものでございます。

第3条は、再度の育児休業をすることができる特別の事情の範囲に、育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情として、民法の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合または養子縁組が成立しないまま児童福祉法の規定による措置が解除された場合を追加し、あわせて各号の整理を行うものでございます。

第11条は、1年以内に再度の育児短時間勤務をすることができる特別の事情の範囲に、育児休業法第10条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情として、第3条と同様に民法の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合または養子縁組が成立しないまま児童福祉法の規定による措置が解除された場合を追加し、あわせて各号の整理を行うものでございます。

第20条は、第2項において介護時間の承認を受けた職員に対する部分休業の承認時間を調整するもので、介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認は1日につき2時間から介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間内とするものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行すること並びに経過措置を定めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し

上げます。

○議長（福岡邦彬君）

日程第6「第5号議案 豊能町税条例等改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第5号議案、豊能町税条例等改正の件について御説明申し上げます。

議案書の6ページをお開き願います。

本件は、地方税法の改正に伴い、法人町民税、軽自動車税、個人町民税の一部を改正するものでございます。

それでは、条例の概要説明資料に沿って御説明を申し上げますので、概要説明資料をごらん願います。

今回の改正点は3点ございます。

まず1点目は法人町民税でございます。法人税割の税率を12.1%から8.4%に引き下げるものでございます。今回の改正は、地域間の税源の偏在性を是正し財政力格差の縮小を図るため、法人町民税の法人税割の税率を引き下げる一方、国税である地方法人税の税率を引き上げることとし、国税の引き上げ分を地方交付税の原資として地方に配分するとされております。

なお、改正後の税率は平成31年10月1日以降に開始する事業年度から適用いたします。

次に2点目は軽自動車税でございます。今は府税である自動車取得税が廃止され、軽自動車税の環境性能割が創設されます。改正後の軽自動車税は、従来の軽自動車税に相当する種別割に加え、軽自動車の取得の時点で環境性能割を賦課いたします。なお、環境性能割の賦課徴収については当分の間府が行うこととされております。税率は、資料の右側に記載してありますとおり、燃費基準の達成度に応じて4段階となって

おります。また、環境性能割の減免については府の減免対象車両に相当する車両とされており、一定の要件に該当する身体障害者、戦傷病者、知的障害者及び精神障害者の方が対象となります。

3点目は個人住民税でございます。住宅借入金等特別税額控除の適用期限を平成33年12月31日まで2年半延長するものでございます。なお、これに伴う町税の減収分は国費により補填されます。

最後に、この条例の施行期日でございますが、1の法人町民税と2の軽自動車税については平成31年10月1日から、3の個人住民税については公布の日からといたします。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

日程第7「第6号議案 豊能町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

それでは、第6号議案、豊能町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例改正の件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書の15ページをお開きください。あわせて、お手元の条例の概要資料もごらんください。

今回の改正は、本条例において引用する法律の改正に伴い、必要な規定の整備を行うものでございます。

児童福祉法の一部を改正する法律により当該条例において引用する児童福祉法の一部が改正され、同法第6条の4第1項は、同条第2項が削られることにより、単に第

6条の4となることから、本条例第1条の2第3項中、第6条の4第1項を第6条の4に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例の施行は平成29年4月1日からとするものでございます。

説明は以上です。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

日程第8「第7号議案 豊能町国民健康保険税条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

それでは、第7号議案、豊能町国民健康保険税条例改正の件につきまして、提案理由の説明をいたします。

お手元の議案書の17ページ、そして条例の概要資料もあわせてごらんください。

今回の改正は、国民健康保険事業財政の収支の均衡を図るため保険税額等を改正するものでございます。

第3条から第5条の2までは医療分に係る税額等の改正でございます。第3条第1項は所得税を7.15%から7.10%に、第5条は均等割を3万2,300円から3万1,300円に、第5条の2は平等割の一般世帯を2万5,000円から2万4,800円に、特定世帯を1万2,500円から1万2,400円に、特定継続世帯を1万8,750円から1万8,600円に、また第5条の3から5までは後期高齢者支援金に係る税額等の改正で、所得割を2.36%から2.16%に、均等割を1万900円から9,500円に、平等割の一般世帯を8,400円から7,600円に、特定世帯を4,200円から3,800円に、特定継続世帯を6,300円から5,700円に、第6条から第7条の3までは介護納付金に係る税額等の改正で、所得割

を2.33%から2.11%に、均等割を9,600円から9,000円に、平等割を4,900円から4,700円にそれぞれ改正するものでございます。また、第13条につきましては被保険者世帯の所得状況等による保険税の軽減額を規定しており、7割、5割、2割の均等割、平等割の減額につき規定を改正するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。また、改正後の規定は平成29年度以降の保険税から適用し、平成28年度分まではなお従前の例によるものといたします。

説明は以上です。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

日程第9「第8号議案 大阪府豊能地区教職員人事協議会規約の変更に関する協議について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

板倉教育次長。

○教育次長（板倉 忠君）

第8号議案、大阪府豊能地区教職員人事協議会規約の一部を変更に関する協議について、提案理由について御説明いたします。

議案書20ページをごらんください。

教育公務員特例法の改正に伴う大阪府豊能地区教職員人事協議会規約の変更に関し、本町並びに豊中市、池田市、箕面市、能勢町の関係3市2町と協議するため、地方自治法第252条の2の2第3項の規定により提案するものでございます。

大阪府豊能地区教職員人事協議会規約において、地方公務員特例法に基づく府費負担教職員の初任者研修及び10年経験者研修に関する事務を、大阪府豊能地区教職員人事協議会が担任する事務の一つとして定められておりましたが、教育公務員特例法

の一部を改正する法律により、平成29年4月1日から10年経験者研修が中堅教諭等資質向上研修に改められることになったため、規約を変更するものです。

新旧対照表をごらんください。

規約内の第4条第1項第4号中、「10年経験者研修」とあるものが、「中堅教諭等資質向上研修」に改めるものでございます。

附則としまして、この規約は平成29年4月1日から施行するものといたしております。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

日程第10「第9号議案 池田市と豊能町との一般旅券の申請受理等に関する事務の委託に関する協議について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第9号議案、池田市と豊能町との一般旅券の申請受理等に関する事務の委託に関する協議について御説明申し上げます。

議案書の22ページをお開き願います。

本件は、本年7月より本町が大阪府から移譲を受けることとしております一般旅券の申請受理等に関する事務について池田市に委託することに関し、地方自治法第252条の14第1項に規定する協議をするため、同条第3項において準用する同法第252の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

23ページをお願いいたします。

規約案でございますが、まず第1条は、委託事務の範囲を規定するとともに、委託する団体を豊能町とし、委託を受ける団体

を池田市とするものでございます。

第2条は、委託事務の管理及び執行は池田市の条例等の適用を受ける旨を規定するものでございます。

第3条は、委託事務に要する経費負担に係る規定をいたしまして、第4条から第6条までは、委託事務に係る予算の執行及び決算の措置等を規定するものでございます。

第7条は、委託事務の管理及び執行のため連絡会議を開催する旨を規定いたします。

24ページをお願いいたします。

第8条は、委託事務の管理及び執行については池田市の条例等を適用するため、条例等の制定または改廃に係る措置について規定するものでございます。

また、第9条は、本件委託事務について全部または一部を廃止する場合の措置について規定するものでございます。

第10条は補足でございます。

なお、附則といたしまして、この規約は平成29年7月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

日程第11「第10号議案 平成28年度豊能町一般会計補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

乾副町長。

○副町長（乾 晃夫君）

第10号議案、平成28年度豊能町一般会計補正予算の件について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

一般会計補正予算（第8回）でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ8,394万7,000円を減額し、予算の総額を71億8,305万3,000円とするものでございます。

次に第2条、継続費の補正でございますが、5ページをお願いいたします。

「第2表 継続費補正変更」のとおり、光風台駅前エスカレーター修繕工事業業について、事業費がほぼ確定したことにより総額及び年割額を補正するものでございます。

次に、第3条、繰越明許費でございますが、6ページをお開き願います。

「第3表 繰越明許費」のとおり、社会保障番号制度カード関連事務等委託事業でございますが、国が個人番号カード交付事業費補助金を平成29年度に繰り越すため、本町においても翌年度に繰り越すものでございます。

次に、第4条、債務負担行為の補正でございますが、7ページをお願いいたします。

「第4表 債務負担行為補正」でございます。まず追加でございますが、3. 町村自治体クラウド導入事業でございます。河南町、千早赤阪村と本町で取り組んでおります自治体クラウドについて、平成28年度から平成36年度までの債務負担行為をお願いするものでございます。

次に変更でございますが、7ページから8ページにかけて記載しております八つの事業について、いずれも事業費が確定したため減額するものでございます。

次に、第5条、地方債の補正でございますが、9ページをお願いいたします。

「第5表 地方債補正変更」のとおり、5. 光風台駅前エスカレーター修繕工事業業債について、本年度の事業債が確定したことにより、限度額を減額するものでございます。

それでは、今回の補正の内容について、まず歳出から御説明申し上げます。なお、今回の補正は事業費の確定に伴う不用額の減額と歳入の確定に伴う財源振替等を行いますが、それら不用額と財源振替の説明は省略をいたしますので御了解を願います。

17ページをお願いいたします。

款2・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費でございますが、早期退職者1名、自己都合退職者1名、計2名の退職手当でございます。

18ページをお開き願います。

款3・民生費、項1・社会福祉費、目2・老人福祉費の介護保険特別会計事業勘定繰入金でございますが、国の保険料軽減措置に伴い、国・府・町それぞれの負担金を繰り出すものでございます。

次の目9・未熟児養育医療助成費の未熟児養育医療費給付事業につきましては、対象者の増が見込まれることから増額するものでございます。

歳出については以上でございます。

次に、再入について御説明申し上げます。

歳入につきましても歳出と同様に事業費の確定に伴う減額についての説明は省略いたしますので御了承願います。

13ページにお戻りいただきたいと思っております。

款14・国庫支出金、項1・国庫負担金、目1・民生費国庫負担金の節2・老人福祉費国庫負担金と、14ページの款15・府支出金、項1・府負担金、目1・民生費府負担金の節2・老人福祉費府負担金につきましては、いずれも国の介護保険料の軽減措置に伴う国庫負担金と府負担金でございます。

また、13ページの民生費国庫負担金の未熟児養育医療費国庫負担金と、14ページの民生費府負担金の未熟児養育医療費府負担金は、未熟児養育医療費給付事業費の増額に

伴う国庫負担金と府負担金でございます。

16ページをお願いいたします。

財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正の財源調整をのために補正するものでございます。

説明は以上でございます。御審議をいただき御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

日程第12「第11号議案 平成28年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

第11号議案、平成28年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件について説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

平成28年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」によるものでございます。

それでは、歳入より御説明をいたします。

お手元の補正予算書6ページをお開きください。

下段の款7・繰入金、項1・一般会計繰入金、目5・低所得者保険料軽減繰入金280万3,000円は、低所得者の保険料は標準保険料の50%となっているものをさらに5%引き下げるため、国2分の1、府4分の1、合わせて4分の3に当たる公費による保険料軽減負担金を受け入れた一般会計から町の負担分4分の1を上乗せして負担金の全額を介護保険会計に繰り入れるものでございます。これによりまして上段、

目1・第1号被保険者保険料の特別徴収、普通徴収を案分の上、同額を減額して財源調整し、7ページ以降の歳出につきましては、全ての保険給付費について財源振替するものでございます。

説明は以上です。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

日程第13「第12号議案 平成28年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高上下水道部長。

○上下水道部長（高 秀雄君）

それでは、第12号議案、平成28年度豊能町下水道事業特別会計補正予算（第2回）につきまして御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

第1条で繰越明許費で地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越し使用するものでございます。

2ページの「第1表 繰越明許費」をごらんください。

款・下水道費、項・下水道整備費の人口蓋調整工事事業183万6,000円を繰り越しするものでございます。この人工蓋調整工事は、池田土木事務所による国道477号線の吉川交番先交差点改良工事に伴い、歩道部が車道となることから、歩道部分に設置しています人工蓋の高さ調整が必要となり、施工を予定していました。当初は池田土木事務所が平成28年11月ごろに着手予定でありましたが、契約行為が平成29年2月とおくれたことから、本町の工事も本年度中に施工することが困難となりましたので繰越するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りまして御決定いただきますようお願い

い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

この際、暫時休憩いたします。

再開は、10時45分とさせていただきます。再開は放送をもってお知らせいたします。

（午前10時32分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（福岡邦彬君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14「第13号議案 平成29年度豊能町一般会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

乾副町長。

○副町長（乾 晃夫君）

第13号議案、平成29年度豊能町一般会計予算の件について御説明申し上げます。予算書の5ページをお願いいたします。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額を64億6,600万円と定めるものでございます。これは、対前年度7,600万円の増、率にして1.2%の増でございます。

予算の款項の区分、金額は、6ページから12ページの「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条といたしまして、債務負担行為でございますが、13ページをお願いいたします。

「第2表 債務負担行為」として、広報「とよの」印刷製本事業、文書管理システムサーバ更新事業、小学校給食調理業務委託事業（東能勢小学校）につきましては、債務負担行為の期間、限度額を定めるものでございます。

第3条といたしまして、地方債でございますが、14ページをお願いいたします。

「第3表 地方債」として、1町道等維持補修事業債以下15ページの9臨時財政

対策債まで、九つの事業につきまして、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。

5ページにお戻り願います。

第4条といたしまして、一時借入金でございますが、最高額を5億円と定めるものでございます。

第5条といたしまして、歳出予算の流用でございますが、給料・職員手当及び共済費に係る予算に過不足を生じた場合、同一款内で各項間の流用ができるものと定めるものでございます。

それでは、当初予算の概要について、まず歳出から御説明申し上げます。

なお、主な事業につきましては、別冊の当初予算説明資料に掲載しておりますので、説明を省略させていただきます。

予算書の21ページをお願いいたします。

款の予算額が前年度と比べて増減が大きいものについて、その主な要因を申し上げます。

款1・議会費は省略させていただきます。款2・総務費は8億8,859万4,000円で、対前年度8,217万5,000円の減でございます。これは退職手当が減少したためや、基金の繰りかえ運用に係る償還が28年度で終了したことが主な要因でございます。

款3・民生費は18億5,176万7,000円で、対前年度3,769万2,000円の減でございます。これは主に臨時福祉給付金給付事業が減となるためでございます。

款4・衛生費は、9億2,070万円で、対前年度2,418万1,000円の増でございます。これは衛生センターの屋上防水等修繕事業や予防接種推進事業などが増となるためでございます。

款5・労働費は省略いたします。

款6・農林水産業費は1億1,525万1,

000円で、対前年度3,298万4,000円の増でございます。これは主に、農×観光戦略推進事業が増となるものでございます。

款7・商工費は省略いたします。

款8・土木費は4億9,793万2,000円で、対前年度2,032万1,000円の減でございます。これは主に、光風台駅前エスカレーター修繕事業が減となるものでございます。

款9・消防費は3億9,368万7,000円で、対前年度5,552万4,000円の増でございます。これは主に、吉川消防分団詰所等移転新築事業や、寺田消防分団車両更新事業が増となるものでございます。

款10・教育費は9億9,712万2,000円で、対前年度9,815万4,000円の増でございます。これは、吉川小学校トイレ改修事業や東能勢小学校屋上防水改修事業、中央公民館キュービクル更新事業など増となることが主な要因でございます。

款11・公債費は、6億3,613万6,000円で、対前年度1,397万1,000円の増でございます。これは、元金の償還が増となったものでございます。

歳出の説明は以上でございます。次に歳入について御説明申し上げます。

19ページをお開き願います。

歳入においても、款の予算額が前年度と比べ増減が大きいものについて、その主な要因を申し上げます。

款1・町税は18億1,173万8,000円で、対前年度1,988万5,000円の減でございます。これは主に個人の町民税の減によるものでございます。

款4・配当割引交付金は1,771万8,000円で、対前年度687万7,000円の減、款5の株式等譲渡所得割交付金は1,039万2,000円で、対前年度871万6,

000円の減、款6の地方消費税交付金は3億27万7,000円で、対前年度618万円の増でございます。これらはいずれも平成28年度の決算見込み額などから算定した結果、それぞれ増減額を見込んだものでございます。

次に款10・地方交付税は20億900万円で、対前年度5,700万円の増でございます。これは地方財政計画を参考に、平成28年度の決算見込み額から算定し、増を見込んだものでございます。

款12・分担金及び負担金は6,126万8,000円で、対前年度516万2,000円の減でございます。これは、し尿等受入負担金の減によるものでございます。

款14・国庫支出金は4億756万円で、対前年度9,527万2,000円の減でございます。これは、臨時福祉給付金の支給に係る補助金や、社会資本整備総合交付金の減などによるものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。

款15・府支出金は3億6,909万8,000円で、対前年度比727万2,000円の減でございます。これは主に参議院議員選挙に係る委託金がなくなったことによるものでございます。

款18・繰入金は7億5,315万4,000円で、対前年度1億4,916万6,000円の増でございます。これは定年退職者の減により退職手当基金繰入金は減少したものの、財政調整基金繰入金が対前年度1億1,984万6,000円の増となったことなどによるものでございます。なお、基金の充当先は別冊の当初予算説明書に掲載しておりますので御参照願います。

款19・繰越金、款20・諸収入は省略いたします。

款21・町債は4億6,119万8,000円で、対前年度878万円の増でございます。

これは借換債や土木債は減となるものの、救急車両や消防車両の買いかえに伴う消防債や臨時財政対策債などが増となったため、総額では増額となるものでございます。なお、平成29年度末の町債残高見込み額は予算書155ページに掲載しておりますので、御参照願います。

説明は以上でございます。御審議をいただきまして決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

日程第15「第14号議案 平成29年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

第14号議案、平成29年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

予算書の161ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33億911万9,000円と定めるものでございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定めるものでございます。

第3条につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができるものにつきまして定めたものでございます。

それでは内容につきまして、歳出から主なものについて説明をいたします。

予算書の181ページをお開き願います。

182ページにかけての款1・総務費、項1・総務管理費の4,296万3,000円は人件費と事務費、大阪府国保連合会との電算処理に要する経費及び連合会への負担

金であります。平成30年度から国保の広域化に向けたシステム改修費を組んでいるため、増額となっております。

次の、款1・総務費、項2・徴税費69万7,000円でございますが、保険税の賦課徴収事務に係る経費でございます。

183ページから184ページにかけての款2・保険給付費、項1・療養諸費であります。17億8,017万7,000円で、被保険者数の大幅な減により、対前年度比3.6%減となり、平成28年度の医療費などを勘案し予算計上しております。

次の款2・保険給付費、項2・高額療養費2億1,934万2,000円につきましても、被保険者数の減及び平成28年度の医療費を勘案し予算計上しております。

188ページをごらん願います。

款3・後期高齢者支援金等でございますが、後期高齢者医療制度に係る支援金3億3,589万9,000円を計上しております。

109ページをお開き願います。

款6・介護納付金8,460万3,000円でございますが、これは介護保険に係る負担分として、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険税と国庫負担金等を合わせまして、社会保険診療報酬支払基金に対して拠出する経費でございますが、第2号被保険者数が大幅に減少しているため、大幅な減となっております。

次の191ページの款7・共同事業拠出金7億2,703万5,000円でございますが、大阪府内の全ての市町村が拠出して構成する財源により費用負担を調整する再保険事業の拠出金であります。本町の国保財政に大きな影響を与えるものでございますが、これまでの2年間の実績を踏まえ、連合会の提示額から1割ほど減らした額で予算計上しており、対前年度比8.3%となっております。

192ページの款8・保健事業費、項1・特定健康診査等事業費でございますが、2,077万6,000円を計上しております。これは医療保険者に義務づけられました生活習慣病予防に対する特定健診と保健指導に係る費用でございます。

195ページをお開き願います。

款11・諸支出金、項2・繰出金839万8,000円でございますが、国保診療所施設勘定特別会計への繰出金で、特別調整交付金として国より交付される額を繰り出すものでございます。

歳出は以上です。

続きまして、歳入の主なものを説明申し上げます。

戻っていただきまして、予算書の171ページから172ページをお開き願います。

款1・国民健康保険税でございますが、対前年度比16.2%減の6億3,852万6,000円を計上しております。これは、今議会で御審議いただいております保険税条例の改正に合わせた税額としております。

173ページの款3・国庫支出金、項1・国庫負担金の3億9,091万円でございますが、目1・療養給付費等負担金につきましても、保険給付費、老人保健拠出金、後期高齢者支援金並びに介護納付金に対する定率負担分であります。

また、目2・高額医療費共同事業負担金は、高額医療費共同事業拠出金の4分の1に当たる負担金であります。

次の項2・国庫補助金、目1・財政調整交付金9,568万4,000円でございますが、普通調整交付金は主に財政負担能力を考慮して配分されるものであり、市町村間の財政力の不均衡を調整するための交付金でございます。また、特別調整交付金は、市町村の特殊事情による場合に考慮して交付されるものでございます。

次に、174ページの款4・療養給付費等交付金1,937万8,000円でございますが、退職被保険者等に係る給付費に対しての交付金であります。対象者数の大幅な減により、交付金も対前年度比54.3%の減となっております。

次の款5・前期高齢者交付金11億7,979万円は、前期高齢者の加入率及び給付額に対しての交付金でございます。

175ページをごらん願います。

款6・府支出金、項2・府補助金、目2・都道府県財政調整交付金1億7,218万5,000円でございますが、保険給付費等に対しての交付金であります。

176ページをごらん願います。

款7・共同事業交付金、目2・保険財政共同安定化事業交付金4億4,190万4,000円は、都道府県単位で実施いたします保険財政共同安定化事業拠出金に対しての交付金で、歳出で説明した拠出額に対し2億2,157万6,000円の拠出超過、交付金不足となる見込みでございます。

次の177ページ、款8・繰入金、目1・一般会計繰入金1億7,107万8,000円でございますが、保険基盤安定繰入金や地方交付税に算入される分等を一般会計から繰り入れるものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

日程第16「第15号議案 平成29年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

第15号議案、平成29年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件

につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

予算書の205ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8,079万5,000円と定めるものでございます。

第2条は、地方税法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定めるものでございます。

第3条につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定による、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができるものについて定めたものでございます。

それでは内容につきまして、まず歳出から、その主なものにつきまして説明をいたします。

予算書の218、219ページをごらん願います。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の5,648万5,000円は、主に職員人件費及び診療所の運営管理費に要する経費でございます。新年度は水曜日診療予定していることから、この派遣診療費用及び新規事業として訪問歯科診療用ユニットの購入費用により増額となっております。

次に220ページから221ページの款2・医業費2,322万6,000円は、診療に要する各種検査や歯科技工等の委託料及び医薬品、また内科・歯科電子カルテ用コンピュータのシステム保守の経費を計上しております。

予算書の222ページの公債費であります。28年度で建設に係る起債償還が完了しましたので廃止科目となっております。

歳出は以上であります。

次に、歳入の説明をいたします。

戻っていただき、予算書の213ページをごらん願います。

款1・診療収入の項1・外来収入の予算でございますが、3,113万3,000円、また、214ページの項2・その他の診療報酬として諸検査等収入250万円を計上しております。

次の入院収入につきましては、国保診療所はこれまで6床の有床診療所として認められており、地方交付税をいただいておりますが、入院実績がなく、また今後も入院の見込めないことから、28年度末をもって大阪府に返還することになったことから廃止科目となっております。

次に216ページの款4・繰入金、項1・繰入金は、一般会計から3,819万2,000円、そして僻地診療所施設の運営補助といたしまして750万5,000円、訪問歯科診療用ユニットの購入補助の89万3,000円を合わせて国民健康保険特別会計から、それぞれ繰り入れをするものでございます。

説明は以上です。御審議をいただき御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

日程第17「第16号議案 平成29年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

第16号議案、平成29年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の予算書233ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億3,556万3,

000円と定めるものでございます。

それでは、内容の主なものにつきまして、歳出から説明をいたします。

245ページをお開き願います。

款1・総務費は、電子機器の保守管理委託と保険料徴収の事務経費でございます。

次に、246ページの款2・後期高齢者医療広域連合納付金4億3,051万6,000円は、保険料徴収分等を広域連合に納付する負担金であります。

続きまして、歳入の主なものを説明いたします。

戻っていただきまして、241ページをお開き願います。

款1・後期高齢者医療保険料は、特別徴収、普通徴収を合わせて3億8,270万2,000円の保険料を見込んでおります。

242ページをごらん願います。

款1・繰入金、項1・一般会計繰入金、目2・政令軽減分である保険基盤安定繰入金を4,781万2,000円を計上しております。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

日程第18「第17号議案 平成29年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

それでは、第17号議案、平成29年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の予算書251ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の

総額は、歳入歳出それぞれ22億6,876万4,000円と定めるものでございます。

第2条としまして、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入限度額は1億円と定めるものでございます。

また、第3条は、歳出予算の流用について、給料、職員手当、共済費及び保険給付費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内での流用ができることを定めるものでございます。

内容につきまして、歳出から、その主なものについて説明をいたします。

予算書の269、270ページをお開き願います。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費3,434万6,000円の主なものは、職員人件費と介護保険システム使用料等に係る経費でございます。

271ページをお開き願います。

項3・介護認定審査会費、目1・認定調査等費1,311万6,000円は、主治医意見書作成の手数料や、業務委託料の要介護認定調査委託料等の経費でございます。

また、目2・介護認定審査会共同設置負担金1,144万5,000円ではありますが、これにつきましては、池田市、能勢町、豊能町の1市2町によります認定審査会の負担金でございます。

273ページから279ページにかけての款2・保険給付費であります。平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画での推定値に基づきまして、対前年度比12.7%増の20億9,609万5,000円を計上しております。

280ページから286ページにかけての款4・地域支援事業費は、新しい介護予防・日常生活支援総合事業への移行に伴い、予算科目を組みかえた上、事業費を細分化

して計上しております。

それでは、予算書の280ページから説明をいたします。

款4・地域支援事業費、項1・介護予防生活支援サービス事業費は、4,081万3,000円を計上しております。これは、総合事業の訪問サービス、通所サービス費の国保連合会等への負担金及び介護予防ケアマネジメントの国保連合会への支払及び府外事業者委託に要する経費でございます。

予算書281ページをごらんください。

款4・地域支援事業費、項2・一般介護予防事業費は、1,004万7,000円を計上しております。これは、一般介護予防事業のいきいき百歳体操等、各種介護予防教室の実施に要する経費でございます。

予算書282ページから285ページまでの項3・包括的支援事業等費、任意事業費は5,059万7,000円を計上しております。これは主に町の地域包括支援センターの運営に要する経費、24時間の相談業務、権利擁護事業、生活支援コーディネーターの配置、専門医による認知症相談、認知カフェ、認知症講演会の開催、また地域課題の把握を行う地域ケア会議の開催に要する経費でございます。

予算書の286ページをごらんください。

項4・その他諸費は11万5,000円を計上しております。これは、通所介護、訪問介護サービス費の国保連合会への審査手数料でございます。

また、予算書286ページから287ページの款4・地域支援事業費、項・介護予防事業費、同じく項・包括的支援事業等費については、介護予防、日常生活支援総合事業への移行に伴う款・項・目・節区分の変更に伴い、廃止科目とするものでございます。

次に、歳入につきまして説明を申し上げ

ます。

戻りまして、261ページをお開き願います。

款1・保険料、項1・介護保険料の第1号被保険者保険料でございますが、国のワークシートに基づきまして、平成27年度から29年度までの3年間の介護サービス見込み額の平均で算出しており、65歳以上の第1号被保険者数を対象に算出した額に滞納分を含めまして5億8,257万7,000円を計上しております。

款2・使用料及び手数料、項1・手数料、目3・地域支援事業の883万2,000円は、地域包括支援センターが行っている要支援1・2の介護認定者に対しての介護予防ケアマネジメントに対する介護報酬でございます。

次に、262ページをお開き願います。

款3・国庫支出金、項1・国庫負担金、目1・介護給付費国庫負担金ですが、現年分につきましては国の負担分として4億1,921万8,000円を計上しております。

項2・国庫補助金、現年度分調整交付金でございますが、調整交付金は市町村ごとの介護保険財政の調整を行うための補助制度であり、現年度分を469万4,000円の交付を見込んでおります。

263ページのみ2・介護予防事業費交付金、現年分1,047万1,000円は、地域支援事業の介護予防事業費に応じた額、次の目3・包括的支援事業費等費交付金、現年度分1,968万2,000円は、地域支援事業費の包括的支援事業費等費に応じた額を計上しております。

次の款4・支払基金交付金、目1・介護給付費交付金、現年度分5億8,690万5,000円は、第2号被保険者の負担分として介護給付費の28%に相当する額を計上しております。

また、目2・地域支援事業支援交付金、現年度分1,172万9,000円につきましては、地域支援事業費の介護予防事業費として、第2号被保険者の負担分28%に相当する額を計上しております。

264ページの款5・府支出金、目1・介護給付費府負担金、現年度分につきましては、大阪府の負担分でありまして介護給付費の12.5%に相当する額で、現年度分2億6,201万円を計上しております。

次に、265ページをお開き願います。

款6・繰入金、項1・一般会計繰入金のみ1・介護給付費繰入金、現年度分でございますが、町の負担分といたしまして介護給付費の12.5%の2億6,201万円を計上しております。

目2・介護給付費繰入金、目3・包括的支援事業費等費についても、町の負担分として合わせて現年度分1,508万8,000円を計上しております。

目4・その他一般会計繰入金は、人件費や事務費分として交付税に算入されている分と合わせまして、6,885万6,000円を計上しております。

予算書267ページをごらんください。

款7・諸収入、項2・雑入、目3・雑入の36万8,000円は、地域支援事業は一般介護予防の利用者負担金でございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

日程第19「第18号議案 平成29年度豊能町下水道事業特別会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高上下水道部長。

○上下水道部長（高 秀雄君）

それでは、第18号議案、平成29年度

豊能町下水道事業特別会計予算の件につきまして御説明を申し上げます。

お手元の予算書299ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億8,411万円と定めるものがございます。

第2条で、債務負担行為については、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間、限度額は、303ページ「第2表 債務負担行為」のとおりでございます。

第3条、地方債については、地方自治法第230条第1項の規定により、起債の目的、限度額、利率、償還方法などは、304ページの「第3表 地方債」のとおりでございます。

第4条、一時借入金については、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入限度額最高額を1億円と定めるものがございます。

第5条、歳出予算の流用については、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での流用を定めるものがございます。

それでは、315ページをお開き願います。歳出より御説明申し上げます。

下水道総務費は3,524万1,000円でございます。これは人件費事業、公共下水道運営事業で、主な費用としまして、償還金と公課費であります。前年度より減となっておりますが、公課費の減によるものがございます。

316ページをお願いします。

下水道維持管理費は1億5,612万4,000円あります。これは人件費事業、公共下水道施設管理事業で、主な費用としまして施設の電気代、施設の保守管理や業務

委託料に要する委託料、猪名川流域下水道維持管理負担金などがございます。前年度より減となっておりますが、新地方公会計制度に対応する固定資産台帳整備が完了したことから減となるものがございます。

下水道整備費は6,955万5,000円でございます。これは、人件費事業、公共下水道建設事業で、主な費用としまして公共ます設置工事や管渠更生工事、暗渠補修工事等の工事請負費、猪名川流域下水道事業建設負担金などがございます。前年度より増であります。原田処理場の建設負担金や吉川消防分団詰所移転に伴います公共ます設置工事等が増の要因でございます。

319ページをお願いいたします。

平成29年度より、生活排水処理事業特別会計を下水道事業特別会計に統合しましたので、内訳がわかるように、項・浄化槽管理費、目・浄化槽維持管理費と明記し、以下、浄化槽整備費、浄化槽公債費と区分しております。

浄化槽維持管理費は887万円でございます。これは人件費事業や浄化槽維持管理費で、主な費用としまして浄化槽の修繕や浄化槽の清掃委託料でございます。

320ページをお願いいたします。

浄化槽整備費は392万8,000円でございます。これは浄化槽1基の設置費用を計上しております。

公債費は、下水道公債費で2億425万6,000円でございます。これは、元金・利子に係る費用でございます。前年度に比べ1,438万1,000円の増でございます。

浄化槽公債費で513万6,000円でございます。これも元金や利子に係る費用でございます。

322ページをお願いします。

予備費は100万円を計上しております。続きまして、歳入の御説明を申し上げます。

す。

309ページをお開き願います。

歳入におきましても、下水道と浄化槽の歳入がわかるよう、目や節で区分しております。

下水道負担金は84万円でございます。これは3件分でございます。

下水道分担金は38万9,000円でございます。これは浄化槽設置分担金でございます。

310ページをお願いします。

下水道使用料は2億4,978万8,000円で、前年度に比べ766万3,000円の減でございます。減の要因といたしましては、人口減少による使用料の減と、滞納繰越分の減によるものでございます。

浄化槽使用料は181万8,000円でございます。

下水道手数料は7万8,000円でございます。これは、指定工事店等の更新手数料でございます。

利子及び配当金は16万5,000円でございます。これは下水道建設基金等の運用収入でございます。

一般会計繰入金は1億5,654万2,000円でございます。これは、雨水対策や浄化槽管理等に係る一般会計からの繰入金でございます。

他会計繰入金で466万4,000円でございます。これは、水道事業会計から人件費相当分の繰り入れを受けるものでございます。

312ページをお願いします。

下水道建設基金繰入金は1,252万8,000円でございます。前年度に比べ668万9,000円の減でございます。減の要因としましては、事業量の減によるものでございます。なお、下水道建設基金繰入金は、猪名川流域建設負担金や管渠更生工事等を

実施するため基金を充てるものでございます。

下水道債管理基金繰入金は600万円でございます。これは、下水道債償還に充てるためのものでございます。

繰越金は1,359万4,000円でございます。

預金利子は1,000円、雑入は3,000円でございます。

314ページをお願いいたします。

下水道債は3,770万円で、前年度に比べ1,010万円の増であります。増の要因は、流域下水道債の増によるものでございます。内訳としましては、流域下水道債2,300万円、特定管渠保全公共下水道債230万円、下水道事業債1,240万円でございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

日程第20「第19号議案 平成29年度豊能町水道事業会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高上下水道部長。

○上下水道部長（高 秀雄君）

それでは、第19号議案、平成29年度豊能町水道事業会計について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

第1条で、平成29年度豊能町水道事業会計の予算は、次に定めるものでございます。

第2条で、業務の予定量は、給水戸数7,988戸、年間総給水量202万2,100立方メートル、1日平均給水量5,540立方メートルを予定し、主要な建設改良事業は改良事業とするものでございます。

次に、第3条で定めるところの収益的収入及び支出でございます。

まず収入で、第1款の水道事業収益は、6億2,491万5,000円で、対前年度比7.1%の減でございます。その内訳は、第1項の営業収益で4億3,432万9,000円、第2項の営業外収益で1億9,058万4,000円、第3項の特別利益で2,000円でございます。減の要因は、平成28年度は旧吉川浄水場跡地の売却益を見込んでおりましたが、本年度はございませんので減となるものでございます。

次に支出で、第1款水道事業費用は7億6,941万円で、対前年度比2.5%の増であります。その内訳は、第1項の営業費用で7億1,073万1,000円、第2項の営業外費用で5,667万9,000円、第3項の特別損失で100万円、第4項の予備費で100万円であります。増の要因は、平成28年度に希望ヶ丘浄水場の受電設備を高圧受電から低圧受電に変更したことから、希望ヶ丘浄水場の固定資産の一部を除却する必要が生じたため、増となるものでございます。これにより、平成29年度の単年度収支見込みは1億4,449万5,000円の赤字が見込まれるところでございます。

2ページをお開き願います。

第4条で定めるところの資本的収入及び支出でございます。

まず収入で、第1款の資本的収入は1億238万6,000円で、対前年度比56.1%の減であります。その内訳は、第1項の他会計繰入金で4,718万6,000円あります。第2項の企業債で5,520万円あります。減の要因は、古江浄水場改修工事の減により企業債借入額の減と、旧吉川浄水場跡地の売却が終了したことから減となるものでございます。

次に支出で、第1款の資本的支出は2億6,

454万2,000円で、対前年度比25.8%の減であります。その内訳は、第1項の建設改良費で6,144万4,000円あります。第2項の企業債償還金で2億309万8,000円あります。減の要因は、先ほど御説明いたしました古江浄水場改修工事の減によるものでございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億6,215万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億5,760万6,000円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額455万円で補填するものでございます。

3ページをお開き願います。

次に、第5条で企業債でございます。企業債の目的を水道事業債、限度額を5,520万円と定めるものでございます。これは、古江浄水場改修工事を施工するためのものでございます。

次に、第6条で定めるところの予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用と営業外費用と定めるものでございます。

次に第7条で、議会の議決を経なければ流用できない経費は、1の職員給与費と公債費とするものでございます。

次に第8条で、他会計からの繰入金は、企業債元利償還金等補助のため、一般会計から7,179万1,000円の繰り入れを受けるものでございます。

次に、第9条で、たな卸資産の購入限度額は87万6,000円と定めるものでございます。

以下、予算実施計画以降の説明につきましては省略させていただきます。御審議賜りまして御決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

日程第21「第20号議案 豊能町公平

委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

池田町長。

○町長（池田勇夫君）

第20号議案、豊能町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、公平委員会委員の任期満了に伴う同委員の選任に際し、議会の同意を求めるものでございます。

同意を求める方の御住所は、豊能町新風光風台3丁目20番地の3。お名前は福田正さん。生年月日は昭和28年3月4日でございます。

福田さんは、弁護士をされ、平成25年から公平委員を務めていただいております。このたび選任をお願いするものでございます。

任期は4月1日から4年間でございます。

御同意を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（福岡邦彬君）

起立全員であります。

よって、第20号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（福岡邦彬君）

次に日程第22「第21号議案 豊能町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

池田町長。

○町長（池田勇夫君）

第21号議案、豊能町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、公平委員会委員の任期満了に伴う同委員の選任に際し、議会の同意を求めるものでございます。

同意を求める方の御住所は、豊能町希望ヶ丘5丁目20番地の14。お名前は竹腰守也さんでございます。生年月日は昭和18年8月13日でございます。

竹腰さんは、大阪府職員時代に豊能町助役を務められ、その後、府税事務所長、生活文化部副理事、千里病院事務局長などを歴任し、大阪府を定年退職されました。

任期は4月1日から4年間でございます。

御同意賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（福岡邦彬君）

起立全員であります。

よって、第21号議案は原案のとおり同

意することに決定いたしました。

○議長（福岡邦彬君）

日程第23「第22号議案 豊能町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

池田町長。

○町長（池田勇夫君）

第22号議案、豊能町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、公平委員会委員の任期満了に伴う同委員の選任に際し、議会の同意を求めるものでございます。

同意を求める方の御住所は、豊能町東ときわ台5丁目13番地の30。お名前は鎌田俊一さん。生年月日は昭和26年4月1日でございます。

鎌田さんは、府立北野高校教頭、池田高校校長などを歴任され、定年退職後は私立明星高校にお勤めでございます。本町では、吉川中学校の学校協議会でもお世話になっております。

任期は4月1日から4年間でございます。

御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（福岡邦彬君）

起立全員であります。

よって、第22号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第24「第1号議会議案 豊能町議会の議員の定数を定める条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋充徳議員。

○6番（高橋充徳君）

第1号議会議案、豊能町議会の議員の定数を定める条例改正の件について御説明を申し上げます。文面どおり読み上げさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

豊能町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるのであります。

平成29年3月3日提出。

提出者、豊能町議会議員、高橋充徳。

賛成者、同、川上勲。同、井川佳子。同、永谷幸弘。同、小寺正人。同、永並啓。同、竹谷勝。

まず最初に、提案理由について御説明を申し上げます。

豊能町議会基本条例第15条の規定に基づきまして、定数報酬特別委員会を設置をし、住民との意見交換会を踏まえ、近隣自治体の運営状況や人口動態、議員定数の変動を勘案し、本町議会の議員定数の見直しを行うのであります。

豊能町議会の議員の定数を定める条例（平成14年豊能町条例第30号）の一部を次のように改正する。

本則中の「14人」を「12人」に改める。

附則として、この条例は、次の一般選挙から施行するものであります。

御説明を申し上げました。御審議をいた

だき御決定いただきますよう、よろしくお
願いを申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

これより本件に対する質疑を行います。

西岡義克議員。

○12番（西岡義克君）

この第1号議会議案豊能町議会の議員の
定数を定める条例改正の件でありますけど
も、定数報酬特別委員会を私も傍聴しまし
たけども、住民さんから、何人ぐらいにし
ますかとか、ちょっと多いんじゃないかと
か、いろいろな意見が出ていましたけれ
ども、今、豊能町はダイオキシン問題で財
政危機の状況にあります。住民さんにとっ
ては、定数も歳費も少ないにこしたことな
いんですけれども、議員としてはそ
うはいきません。そこでお伺いしますが、
2人削減の根拠についてまずお伺いしたい
と思います。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

高橋充徳議員。

○6番（高橋充徳君）

御説明申し上げます。

この議員定数につきましては、平成27
年12月18日に議員の定数特別委員会を
設置されまして、それから4回ほど審議を
重ねてまいりました。町民からも、御意見
としては7名から10名という定数を削減
してはどうかという御意見を聞きながら、
しっかりと、この4回かけて、議員のこの
委員会でしっかりと審議をさせていただきました。
私も隣に臨席させていただきましたけれど
も、やはりこの定数というのが町
には基準がないという中で、やっぱり現状
維持の意見というのも多かったのですけれ
ども、住民との意見の交換会を受けて、定
数の削減やむなしという御意見が多くとい
うことで、4回の委員会を重ねて、やはり

住民の御意向を含めて、それと近隣の状況
を含めて、やはりこの町議会としてもやは
り見直していかないかんだろうという御意
見があり、集約されたものであります。以
上であります。

○議長（福岡邦彬君）

西岡義克議員。

○12番（西岡義克君）

私も定数報酬特別委員会を全て傍聴はし
ておりませんが、やはり財政が厳しい
ということもあり、今言われたように住民
さんのいろいろな意見があるということ
でありますけれども、住民さんの中からは4
人ぐらいということも削減ということもあ
ったわけですが、私はこれ、定数報酬
特別委員会ということでもありますので、例
えば財政的な面ということであれば、これ
は歳費の削減ということも考えられるんじ
ゃないかなと思ったんですけれども、両方、
余り歳費の削減という議論はなかったよう
なんですけれども、そういう意見は出なかつ
たんですか。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

高橋充徳議員。

○6番（高橋充徳君）

お答えいたします。

この会議の中においては歳費の削減とい
うことについては特に御意見はなかったよ
うに思っています。それと蛇足ではありま
すけれども、お2人、議員が減となりますと、
約、これも政務活動費を含めて約お2人で1,
000万円ほどの削減されるということも
見込まれる中から、各委員からは意の中
にはあったのではないかと、私、推察いた
しております。以上です。

○議長（福岡邦彬君）

西岡義克議員。

○12番（西岡義克君）

基本的には町の財政が非常に厳しいという中で、これ今回その定数報酬の特別委員会ができたというのは、非常にタイムリーやったと思うんですけども、何か基本的に、じゃあその原点というか、今、聞きましたら住民さんの意向というのも余り何か鑑みてないような気もするんですけども、私はもっと深い議論が必要やったんかなと思うんですけども、その辺はいかがですか。例えば議員として、これまで行政をどれぐらいチェックしてきたのか、我々の議員の体質、それから歳費に関しても安ければいいという問題じゃないと。ただそういう議論が余りなかったような気がいたしますんですけども、その辺はどういうふうに思っておられますか。

○議長（福岡邦彬君）

回答要りますか。

高橋充徳議員。

○6番（高橋充徳君）

お答えいたします。

4回の委員会の中で最終の2回につきましては、特にこの、今、西岡議員の質問がありましたように、審議はしっかりとされておりまして、4名では特別委員会の開催がなかなかできないという状況もありますし、この12名が妥当だろうというところでも皆さんの御意志の決定ということになりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

西岡義克議員。

○12番（西岡義克君）

13番・西岡でございます。

第1号議会議案、豊能町議会の議員の定

数を定める条例改正に対する反対討論をいたします。

今回の議会の定数報酬特別委員会の設置は、町の財政危機に際して期を得た対応であったと思います。

（発言する者あり）

○12番（西岡義克君）

基本条例もそうです。

私は、定数報酬特別委員会と特別委員会主催の住民との意見交換会を傍聴いたしましたが、2名削減の根拠が。

○議長（福岡邦彬君）

西岡議員、傍聴じゃないでしょう。傍聴じゃないでしょう。

（発言する者あり）

○12番（西岡義克君）

委員会を傍聴でっせ。

（発言する者あり）

○議長（福岡邦彬君）

続けてください。申しわけございません。

○12番（西岡義克君）

傍聴いたしました。2名削減の根拠が明確ではありません。住民さんからは、なぜ2人かという声、4人削減してはという話が聞こえてきました。住民さんは財政機器の状況に鑑みて定数は少なければ少ないにこしたことはないということでしょう。しかし、我々議員は近隣市町村がこの程度だったから2人削減でいだろうでは住民さんは納得しません。恐らく住民さんが住民説明会の後の議論と結果を大いに期待していただろうと思われま。例えば議員活動の観点からすれば、我々は一体年間どれぐらい具体的政策の意思決定をしてきたのであろうか。意見書の提案、議員立法の提出の頻度はどれぐらいあったのか。少なくとも行政の政策形成能力、対外調整能力、情報発信能力、説明責任能力、事務処理能力等々の年間の行政チェック機能が十分果

たせてきたのだろうか等々の、検証・議論ぐらひは必要ではなかったのだろうかという気がいたします。また、財政危機の観点からすれば議員の歳費が安いという声も聞きますが、これも住民さんには安いにこしたことはないということではありますが、例え安上がりの議員でもお役に立つ議員でなければ100人いても役に立たないわけです。例えば8人ぐらひの議員で50万円の歳費にすれば財政危機の一助になるわけです。片手間のアルバイト議員ではなく、議員専門職として365日常に頭に豊能町のあしたをインプットしている議員ということです。少数の議員であるため、住民さんのチェックも可能ということですが、もちろん議員も住民もお互いに切磋琢磨して、議員は行政をチェックし、住民は議員をチェックすることで町の再始動にもつながるわけでありまして。再度緊急な十分な検討・議論が必要と考えられます。よって本議案には反対いたします。

(発言する者あり)

○議長（福岡邦彬君）

静粛に願います。

ほかに討論はございますか

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

日本共産党の高尾靖子でございます。

第1号議会議案、議員定数2名削減の、条例の一部を改正する議案に対して反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、議員定数削減が住民の声を届けるパイプを細くするものであるという点であります。地方議会の基本機能は、一つにはそれぞれの地域の住民の意思を代表する機能、二つは自治立法権に基づく立法機能、三つには執行機関に対する批判・監視機能であります。多様な住民の声を議会・行政に反映させるために、議員

の数はむしろ多いほうがいいわけでありまして。定数削減は議会制民主主義の根幹に触れる重要な問題であります。

第二の理由は、定数削減が議会改革であるかのように描き出されている点であります。これは議会の役割を形骸化することになります。もちろん経費削減は取り組まなければならないものであります。この委員会の構成は全会派対象になっておらず、意見が言えない状態です。議会の改革はこれまで全会派一致で取り組んできたと思いません。議員報酬の削減、委員会視察の節減等、定数削減か報酬カットか議論を重ねてきたわけでありまして。しかし、今回の特別委員会で議員削減1人か2人かの決定がなされるとは思いもよらないことでもあります。前回、定数18人から大幅に4人削減は他の自治体ではなかったことですが。これまでのように首長の専横をチェックする議会の役割が薄れるものであります。多種多様な町民の声を封殺することにつながります。今回のダイオキシン処理問題しかり、反対ではありませんが議会には何の説明もなく設置された志野の里然りです。日本共産党としては議会が町民に開かれたものになるよう、今後より一層町民の声を反映できる機関となるよう努力を尽くすことをあわせて表明し、反対の討論といたします。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

ほかに討論。

(「なし」の声あり)

○議長（福岡邦彬君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立10:2)

○議長（福岡邦彬君）

起立多数であります。

よって、第1号議会議案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

次回は、3月6日午前9時30分より会議を開きます。

本日はどうもお疲れさまでした。

散会 午前11時58分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定について

町政運営方針について

- 第 3号議案 豊能町個人情報保護条例及び豊能町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例改正の件
- 第 4号議案 豊能町職員の育児休業等に関する条例改正の件
- 第 5号議案 豊能町税条例等改正の件
- 第 6号議案 豊能町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例改正の件
- 第 7号議案 豊能町国民健康保険税条例改正の件
- 第 8号議案 大阪府豊能地区教職員人事協議会規約の変更に関する協議について
- 第 9号議案 池田市と豊能町との一般旅券の申請受理等に関する事務の委託に関する協議について
- 第10号議案 平成28年度豊能町一般会計補正予算の件
- 第11号議案 平成28年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 第12号議案 平成28年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件
- 第13号議案 平成29年度豊能町一般会計予算の件
- 第14号議案 平成29年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件
- 第15号議案 平成29年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件
- 第16号議案 平成29年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件
- 第17号議案 平成29年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件
- 第18号議案 平成29年度豊能町下水道事業特別会計予算の件
- 第19号議案 平成29年度豊能町水道事業会計予算の件
- 第20号議案 豊能町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第 2 1 号議案 豊能町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第 2 2 号議案 豊能町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第 1 号議会議案 豊能町議会の議員の定数を定める条例改正の件

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

平成 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 6番

同 7番